

2026年10月6日

京都府「教師力養成講座」第20期生募集要項

令和8年10月
京都府教育委員会

(追記：立命館大学 教職教育課)

1 目的

教育に対する情熱を有し、教職を強く志す者に対して、京都府の優れた実践を学ぶ場を提供し、大学で身に付けた専門的知識の具体化を図ることにより、教育実践力を養成し、将来の京都府の教育を担う人材を育成することを目的として、京都府「教師力養成講座」を実施します。

2 講座内容

(1) 教師力養成講座Ⅰ（基礎力養成講座）

① 「夢・未来」講座：全9回（予定）

授業づくり、学習評価、児童生徒理解、保護者対応、教育課題等、教員になるための基本的な知識や技能について、学校現場の状況に基づいた現職教員や府の指導主事等による特別講義を実施します。

② 学校現場体験（希望者のみ）

希望者に対し、京都府公立学校各校種における学校見学等の機会を提供します。

(2) 教師力養成講座Ⅱ（実践力養成講座）

① 「夢・未来」講座：全8回（予定）

学級経営、ICTを用いた授業実践、道徳教育、保護者対応等、学校現場での実践に基づいた特別講義を実施します。

② 教育実践演習：16日以上

学校現場で専任の指導教員のもと、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等教育活動に関する演習を実施します。

3 実施期間

令和9年2月から同年5月まで

なお、令和9年2月1日（月）午後に開講式等を予定しています。

4 志望区分

(1) 教師力養成講座Ⅰ

① 小学校教員志望者

② 中学校教員志望者

③ 高等学校教員志望者

④ 特別支援学校教員志望者

(2) 教師力養成講座Ⅱ

① 小学校教員志望者

② 中学校教員志望者（国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、技術、家庭）

③ 高等学校教員志望者（国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語（英語）、家庭）

④ 特別支援学校教員志望者

※ 小学校には、義務教育学校の前期課程を、中学校には、義務教育学校の後期課程を含みます。

5 出願資格

(1) 教師力養成講座Ⅰ

次の①～⑤のすべての資格要件を満たす、大学2年生、大学3年生、大学院1年生又はそれに

相当する方

- ① 教員を志望しており、令和10年度京都府教員採用選考試験または令和9年度実施大学3年生等チャレンジ選考試験の受験を検討している。
- ② 「夢・未来」講座【期間中9回程度、対面（主に水曜日午後6時30分～同9時00分に実施）及びオンデマンド】に原則として全て参加できること。
- ③ 志望区分における校種・教科の普通免許状を有する者又は現在取得中の者。（特別支援学校教員志望者は、特別支援学校教諭の普通免許状及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの校種の普通免許状とする。）
- ④ 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しないこと。
- ⑤ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。

(2) 教師力養成講座Ⅱ

次の①～⑦のすべての資格要件を満たす、大学3年生、大学院1年生又はそれに相当する方

- ① 京都府の公立学校（京都市立学校を除く。）の教員を強く志望しており、令和10年度京都府公立学校教員採用選考試験を第1志望で受験すること。
- ② 次のいずれかを満たす方
 - ア 京都府の教員養成サポートセミナーを修了（見込み）した方
 - イ 京都府「教職へのとびら」講座に係るオンデマンド講座を受講し、指定のレポートを提出及び学校現場体験を第1クールで令和8年11月27日（金）までの間に5日以上行った方
 - ウ 大学における教職インターンシッププログラムを修了（見込み）した方（校種は問わないが、志望区分と同一校種であることが望ましい。）
 - エ 令和8年4月から令和8年11月27日（金）までの間に8日以上又は大学入学時から令和8年11月27日（金）までの間に10日以上为学校ボランティア経験を有する方（校種は問わないが、志望区分と同一校種であることが望ましい。学習支援員や非常勤講師等として任用され勤務した期間、京都府「はんなり」教員養成プログラム活動期間も含む。）
 - オ 前年度に教師力養成講座Ⅰを良好な成績で修了し、学校ボランティア等の経験を5日以上有する方（京都府「はんなり」教員養成プログラム活動期間も含む。）
- ③ 「夢・未来」講座【期間中8回程度、対面（主に水曜日午後6時30分～同9時00分に実施）及びオンデマンド】に原則として全て参加できること。併せて、教育実践演習を期間中16日以上行えること。
- ④ 過去に京都府「教師力養成講座」を受講していないこと。
- ⑤ 志望区分における校種・教科の普通免許状を有する者又は令和9年度中に取得見込みであること。（特別支援学校教員志望者は、特別支援学校教諭の普通免許状及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの校種の普通免許状とする。）
- ⑥ 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しないこと。
- ⑦ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。

6 募集人数
各講座70名程度

学内受付期間：2026年10月13日（火）～10月30日（金）17時【厳守】
※窓口開室時間内に限る
受付場所：立命館大学 教職教育課（衣笠・BKC）

7 出願手続

(1) 出願書類 **※ア・ウ・エの書類は教職教育課でも配布しています。**

① 教師力養成講座Ⅰ

ア 志願書

イ 所属大学の成績証明書(※佛大プログラム生が小学校区分を希望する場合、佛大の成績証明書も必要。)

② 教師力養成講座Ⅱ

ア 志願書

イ 所属大学の成績証明書(※佛大プログラム生が小学校区分を希望する場合、佛大の成績証明書も必要。)

ウ 京都府「教職へのとびら」講座オンデマンド視聴レポート(5(2)の資格が②のイによる場合)

エ ボランティア等活動実績書(5(2)の資格が②のイ、エ又はオによる場合)

(2) 出願方法

ア 以下URLにて、基本事項(氏名、ふりがな、大学名、志望区分等)を入力してください。

《教師力養成講座Ⅰ：入力フォーム》

【回答先】 <https://forms.cloud.microsoft/r/DieKhimt70>



《教師力養成講座Ⅱ：入力フォーム》

【回答先】 <https://forms.cloud.microsoft/r/mxcPc65rcn>



イ 在籍する大学又は大学院を通して7(1)の書類を提出してください。

(3) 受付期間 ~~令和8年11月3日(金)まで(必着)~~

なお、7(1)②エについては、令和8年12月4日(金)まで(必着)提出可とする。

(4) 出願手続きに係る注意

教師力養成講座Ⅰ及びⅡの両方に出願する場合、所属大学の成績証明書は1通だけ提出してください。また、志願表についても、教師力養成講座Ⅱに係る志願書のみ提出してください。ただし、7の(2)アに記載の入力フォームについては教師力養成講座Ⅰ及びⅡの両方から入力してください。

(5) 問合せ及び書類提出先

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府教育庁管理部教職員人事課 京都府「教師力養成講座」事務局 (TEL 075-414-5784)

8 選考方法等

書類審査(全員)及び筆記・面接試験(教師力養成講座Ⅱ志願者のみ)により選考し、結果は本人及び大学に郵送で通知します。また、合格発表日の午前10時以降に京都府「教師力養成講座」

ホームページに掲載します。

(1) 選考方法

ア 筆記試験 小論文(40分間 教育に関する内容について)

※ ただし、令和8年度実施大学3年生等チャレンジ選考試験における小論文試験合格者は当該試験を免除(面接試験のみ実施)とする。

イ 面接試験 個人面接

ウ 書類審査 志願書及び成績証明書

(2) 選考日等

ア 筆記試験 日時：令和8年11月21日(土) 午前10時集合(午前9時45分受付開始)
午前11時15分終了

場所：キャンパスプラザ京都 4階 第3講義室

イ 面接試験 日時：令和8年11月30日(月)から12月4日(金)のうち、受験票に記載する時間

場所：受験票に記載

ウ 合格発表 日時：令和8年12月18日(金)

(3) その他

筆記試験当日に受験票、筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)及び時計を持参の上、試験会場に集合してください。

受験票は、11月中旬に志願書の現住所等欄に記載の住所に郵送します。令和8年11月17日(火)までに受験票が届かない場合は、7(5)の問合せ先に確認してください。

9 経費

活動に要する費用は、原則として本人負担とします。

10 教員採用選考試験

教師力養成講座Ⅰ及びⅡを良好な成績で修了し、さらに在籍する大学又は大学院から推薦があった場合は、令和10年度京都府公立学校教員採用選考試験において該当の校種・教科における「京都府『教師力養成講座Ⅰ及びⅡ』修了生に係る大学推薦特別選考」の対象者とします。

また、教師力養成講座Ⅱを良好な成績で修了し、さらに在籍する大学又は大学院から推薦があった場合は、令和10年度京都府公立学校教員採用選考試験において該当の校種・教科における「京都府『教師力養成講座Ⅱ』修了生に係る大学推薦特別選考」の対象者とします。

11 受講資格の取消し

次のいずれかに該当する場合は、受講生としての資格を取り消すことがあります。

(1) 「5 出願資格」に該当しなくなった場合

なお、その場合には、受講生が直ちに京都府「教師力養成講座」事務局及び大学へ申し出ること。

(2) 「夢・未来」講座や教育実践演習において、正当な理由なく遅刻、欠席が複数回あった場合

(3) 受講生としての適格性を欠くと教職員人事課長が判断した場合